



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社ハピネット
代表者名 代表取締役社長 石川 徹郎
(コード番号 7552 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営本部長
柴田 亨
電話番号 03-3847-0410

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項および定款第38条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役 との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等である者を除く) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第38条 (条文省略) 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役 との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第38条 (現行どおり) 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役 との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日 (予定)

以 上